正

# 次世代型農業生産構造確立特区 [指定:平成23年12月、認定:平成24年11月]

I 目標に向けた取組の進捗に関する評(	<u>·</u> 価
---------------------	------------

i ) + ii ) の平均値

(4.2+3.7)/2=4.0

В

### i)取組の進捗(下記より該当するものを選択)

□目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1点)

番号	評価指標	進捗度
1	農業所得額の増加	Α
2	光熱動力費削減額	定性評価
3	経営の多角化等による新たな雇用の確保	Α

┃ 【代替指標に基づく進捗度(当年度実績)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1占)

番号	評価指標	進捗度

レ当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)

進捗	
A(5点)	
B(4点)	
C(3点)	
D(2点)	
E(1点)	

番号	評価指標	専門家評価
2	光熱動力費削減額	С

評価指標毎の進捗の評価の平均値

 $(5 \times 2 + 4 \times 0 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 3 = 4.3$ 

①··· 4.3

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

なし

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

#### (専門家所見(主なもの))

・大豆・麦乾燥調製施設の整備が農家所得向上にどのように寄与すると見込まれるか、また国営農地等における暗渠排水施設の整備が維持管理費負担軽減にどのように寄与すると見込まれるかについても説明がほしい。・「新たな雇用の確保」については、雇用創出の内訳を示されたい。想定以上の創出を生んでいるということは示されているが、その根拠が不明。また、集落営農法人や女性企業グループの活動等の成果を、定性的な評価としてもっと書き込んではどうか。

2 --- | -0.1

i)の評価 ①+②

4.2

### ※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。 (評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2+2+2+3)/4=2.25 四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
- (例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、3×0.2+3×0.1+2×0.7=2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

### ii ) 今後の取組の方向性

方向性
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
F(1点)

番号	評価指標	専門家評価
1	農業所得額の増加	В
2	光熱動力費削減額	С
3	経営の多角化等による新たな雇用の確保	В

### (専門家所見(主なもの))

- ・「光熱動力費削減額」について、ハード整備・大規模設備がなくてはできないということではなく、農業ハウスへのバイオマス導入や小水力等、簡易にできるものもあるはず。また、実際にそれを実施している所もあるはずなので、それをアピールするような自己評価を求めたい。
- ・野菜などの園芸作物や農産加工などが、どこまで伸びるかが今後の雇用の増加の鍵を握っていると考える。 集落営農の多角化をどのように進めるかが課題となっている。

#### ii )の評価

評価指標毎の評価の平均値

 $(5 \times 0 + 4 \times 2 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 3 = 3.7$ 

3.7

## Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A~E)

i)+ii)の平均値 (3.7+3.8)/2=3.8

В

### i )-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

- [■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]
- ●国庫補助事業で整備した施設の財産処分手続きの簡素化

#### (概要)

- ・国との協議の結果、国庫補助事業で整備した施設に太陽光パネル等を設置する場合の財産処分手続きについて、 施設の生産能力や利用規模に影響しない場合は届出不要であると確認できた。
- (規制所管府省(農林水産省)の評価(参考意見))
- ・平成25年度以降において実施される場合には、適切に対応いただきたい。

#### (専門家所見(主なもの))

・国庫補助事業で整備した施設の機能が損なわれなければ、太陽光パネル等の設置が届出なしで行うことを確認した点は前進だったが、残念ながら具体的な事業の進捗はまだみられていない。

3.5

#### i)-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

#### (専門家所見(主なもの))

- ・財政支援(国営緊急農地再編整備事業)について、予算は確保されており、埋蔵文化財が出てこなければ順調に活用 実績はあがったと考える。
- ・地下水位制御システムが導入されれば金融支援が行われると考える。

3.8

i)-① + i)-② の平均値(注)

 $(3.5+3.8) \angle 2 = 3.7$ 

3.7

### ii)地域独自の取組の状況の評価

#### (専門家所見(主なもの))

・集落営農整備のための県単事業が実施されているが、まだ数は少数にとどまっている。国営農地整備事業の進捗に合わせて集落営農の設立を促進するため、普及系統による地域への働きかけを行いながら、事業の積極的な活用が望まれる。

3.8

# Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

#### (専門家所見(主なもの))

・現地調査において具体的な指摘事項がたくさん出されたが、目下多くが検討しているところで、実際の対応が成されているわけではない。

# Ⅳ 総合評価( I ~ II )

(4.0+3.8)/2-0.25=3.7

「Ⅰ+Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

#### (専門家所見(主なもの))

・国営事業が進まなければ何も成果が出ないという状況。農業振興拠点での加工品販売や、大豆・麦乾燥調製施設の活用、女性企業グループ等、注目すべき取組があるはずなのだが、それが自己評価書に書き込まれていない。地域をアピールする力が必要なのではないか。・フォアスを取り入れた、水田での作付自由度の高い農業経営を集落営農を組織して実現できるかどうかがこの特区のポイントである。その場合、麦、大豆だけでなく、園芸作物をどこまで導入することができるかが所得の増加に影響を与えることになると考える。



このため、I 及び II の平均値(3.90)に上記所見を加味(-0.25)し、総合評価結果をB(3.7)とする。

(注) i )-①、i )-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数を i )の点数とする。